

中学生の皆さんの英語検定料を補助します

上郡町では、令和6年4月より、中学生の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定に係る検定料の一部を補助しています。

1 対象者

上郡中学校に在籍し、英語検定を受験する生徒の保護者

2 補助対象の級

2級、準2級プラス、準2級、3級、4級、5級

※令和8年4月1日～令和9年3月31日受験分のみ対象です。

3 補助金額

生徒が受験する級の準会場検定料の半額

※補助金の交付は、同一年度内における同一受験者につき1回限りです。

※本会場受験、準会場受験、英検「S-CBT」受験等、すべての区分が対象ですが、補助金額の算定には、準会場（上郡中学校を含む）の検定料を用います。

※補助対象額は、公益財団法人日本英語検定協会が定める検定料とします。

検定料および補助金額

級	2級	準2級プラス	準2級	3級	4級	5級
準会場 検定料	6,800円	6,300円	6,000円	4,900円	2,800円	2,400円
補助金額	3,400円	3,150円	3,000円	2,450円	1,400円	1,200円

算定の例・・・本会で4級を受験するため、検定料4,600円を納付した場合

⇒ 本会場検定料の4,600円の半額である2,300円ではなく、準会場で受験する場合の検定料2,800円の半額である1,400円を補助金として交付します。

4 申請方法

「英語検定料補助金交付申請書兼請求書」に検定料の支払を証する書類の写し等（領収書の写し等）を添えて、上郡町教育委員会に提出してください（郵送可）。

※上郡中学校で受験した場合は、支払を証する書類は必要ありません。

※申請書は、上郡町教育委員会及び上郡中学校にあります。

また、上郡町ホームページからのダウンロードも可能です。

裏面もご覧ください



5 申請期限（令和8年4月1日～令和9年3月31日受験分）

令和9年3月31日（水）必着

6 Q&A

Q 1. 申請書等は教育委員会へ持参しなければいけませんか。

A 1. 郵送で提出していただいても構いません。記載事項や添付書類に漏れがないようにご注意ください。

Q 2. 上郡中学校で受験しました。申請書のみの提出で良いですか。

A 2. 上郡中学校で受験した場合は、検定料を支払った証明書は必要ありません。申請書のみの提出してください。

Q 3. 令和7年1月に受験しました。補助の対象ですか。

A 3. 対象ではありません。令和8年4月1日から令和9年3月31日の期間内に受験したものが対象です。

Q 4. 結果は不合格でした。申請できますか。

A 4. 申請可能です。

Q 5. 本会場で2級を受験しました。補助金の額はいくらですか。

A 5. 本チラシの表面にもあるように、補助金の額の算定には、準会場で受験した場合の検定料を用います。実際に9,000円の検定料を支払われた場合であっても、準会場検定料6,800円の半額である3,400円を交付します。

Q 6. 5月に4級を受験し合格したので、10月に3級を受験しました。4級を受験する際に補助金を申請したのですが、3級の検定料の申請はできますか。

A 6. 補助金の交付は同一受験者に対して年度内で1回のみです。すでに4級で補助金を申請している場合は、3級の申請はできません。
同じ年度内で複数の級を受験する予定がある場合は、補助金の申請をお待ちいただき、上位級を受験する時点で申請していただくことをおすすめします。

Q 7. 補助金の振込先を子どもの口座にしたいのですが。

A 7. 補助対象者は保護者です。申請者（＝保護者）名義の口座をご指定ください。



【お問い合わせ・提出先】

〒678-1292

赤穂郡上郡町大持 278 番地

上郡町教育委員会 教育推進課

電話：0791-52-2912